

わかくさ焼津デイサービス指定介護予防認知症対応型通所介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、有限会社わかくさ調剤薬局（以下「事業者」という。）が設置運営するする指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本事業は、認知症である利用者の心身及び認知機能の維持と改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

(運営の方針)

第3条 本事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. サービスの提供にあたっては、利用者の心身状態を把握するとともに、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、作成した個別計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、行ったモニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告する。
3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分りやすく説明する。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性、柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者が出来ることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
6. 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する。
7. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第4条 本事業を行う事業所の名称は次のとおりとする。

わかくさ焼津デイサービス

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県焼津市焼津6丁目7番38号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、 管理者 1名

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及びその家族に必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事務所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

三、 介護職員又は看護職員 2名以上

介護職員は、サービスの提供にあたり利用者的心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。看護職員は、利用者の健康状態の確認管理を行い、必要な処置及び介助を行う。

四、 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、 営業日 通常月曜日から土曜日とする。但し年末年始（12月30日から1月3日）を除く。
- 二、 営業時間 指定介護予防認知症対応型通所介護・・・午前9時20分から午後4時25分。
但し利用者により曜日時間延長の希望等、延長の必要性があった場合にはこの限りではない。

(利用定員)

第8条 1日にサービスを提供する定員は、指定認知症対応型通所介護と合わせて以下のとおりとする。

1単位 12名

(指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第9条 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

一、 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 排泄の介助

イ. 移動の介助

ウ. その他必要な身体の介護

エ. 養護（休養）

二、 健康状態の確認

三、 機能訓練サービス

利用者の認知症の改善及び日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. グループワーク

エ. 行事的活動

オ. 体操

カ. 趣味活動

四、送迎サービス

利用者の送迎を行う。また、送迎車輌への昇降及び移動介助を行う。

五、入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・ 入浴形態 一般浴槽による入浴
- ・ 介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア. 衣類着脱
 - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な介助

六、食事サービス

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

七、相談、助言に関するここと

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ. 住宅改修に関する情報提供
- エ. 家族介護者教室の開催
- オ. その他の必要な相談、助言

(介護予防認知症対応型通所介護計画の作成等)

- 第10条 サービスの提供を開始する際には、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。
2. 介護予防認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料)

- 第11条 本事業者が提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料は、介護報酬告示上の額の介護保険利用者負担割合とする。但し次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|--|--------|
| 一、 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額（時間延長サービス） | |
| 延長一時間につき | 1,300円 |
| 二、 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の費用は、告示額相当の額にする。 | |
| 三、 食材料費 食事1回分につき | 500円 |
| 食事無しでおやつのみ | 125円 |
| 四、 おむつ代 | 実費 |
| 五、 前各号に掲げるものの他、指定介護予防認知症対応型通所介護の中で提供されるサービスの | |

うち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
3. 利用料の支払いは、現金又は、銀行口座振込み又は郵便為替により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

焼津市

(サービス提供記録の記載)

第13条 サービスを提供した際には、その提供日および内容、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第14条 本事業所の従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 本事業者は、従業者であった者が、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第15条 本事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第16条 本事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 本事業所の従業者は、サービス提供に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 本事業所の従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第18条 本事業所の従業者は、サービス提供中に、利用者的心身の異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第19条 本事業所の従業者は、サービス提供中に、天災、その他災害が発生したときは、利用者の避

難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2. 本事業者は、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第20条 利用者及びその家族は、利用中止の際は、利用日の前日までに速やかに事業所に連絡するものとする。

2. 本事業所の従業者は、利用者の体調等によりやむを得ず入浴を中止するときは、その日のうちに利用者家族等に連絡を行い、承諾を得る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 本事業者は、従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

一、採用時研修 採用後1ヶ月以内

二、職員研修 隨時

2. 本事業者の従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する。

3. 本事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

4. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。